

山田中学校・東兎中学校再編準備委員会 第7回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和8年5月15日（金）19:00～20:00
- 場 所 東兎中学校 音楽室
- 出席者 ○委員
藏本諒子部会長 片山聡美副部会長 三宅仁美委員 片山順菜委員
諏訪広美委員 下浦秀久委員 山本孝司委員 入口大志委員
○事務局
学校再編推進課 主査 谷晃次郎
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 議題（要綱第8条に基づき、藏本部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）新PTA 規程について説明をお願いします。

事務局： 【資料1・2】により説明

前回の協議結果を表にまとめているので確認をお願いします。その後、引き続き、PTA 規程等の比較-新規程（案）の2項目について協議をお願いします。

部会長： 前回の協議の内容が資料1にまとめられている。再度、確認していただきたい。特に問題は無いかな。

委員： （意見なし）

部会長： 特に意見が無いので、この内容のとおりとする。

次に、資料2の新PTA 規則についての説明があった。まずは旅費規程について、このことについて何か意見はあるか。

委員： PTA 研修会は昨年度参加の案内があったか。

委員： 案内はあったが、以前と比べて研修会の回数は減少している。一昨年頃からオンラインでの研修参加が増えているため、旅費や駐車料金についても支給がないケースが多くなっている。

委員： このPTA 研修会は保護者が出席するものなのか。

委員： PTA 研修会なのでPTA 役員が出席する。

委員： 泊まりはないか。

委員： ない。

委員： 泊まりの規定は、今後もないのであれば消去してもいい。

委員： 研修会には参加費がいるものもあるのか。

委員： ある。

委員： 山田中では、今年度学校からPTA に派遣依頼がある場合は、すべて県の規程に準じて費用を支払っている。最近は研修会よりも派遣依頼の件数の方が多い。

委員： 駐車料金が発生する場所には駐車していないため、この駐車料金の項目は

不要ではないか。

委員： 何があるかわからないから載せておいても間違いはない。

部会長： 駐車料金も必要なら記載しておき、旅費はこれでよい。「泊を伴う」は削除し、一部修正することでまとめて良いか。

委員： (一同異議なし)

部会長： それでは、この修正の通りとする。(別紙参照)
次に慶弔規程について、何か意見はあるか。

委員： 東兎中では教職員が転勤したの餞別の規定は削除しようと考えている。4番はなくなってもよいと思う。

委員： 現在、学年委員はいるが、新しい学校で学年委員を決めないのであれば、会葬は役員代表者のみが参加となるので「当該学年委員」が削除される。

委員： 保護者が亡くなった際に、PTAとして弔問に伺う必要があるのか。生徒であれば理解できるが、保護者に対してまで必要ないのではないか。

委員： 「それに代わる者」とあるがどこまでを指すのか。

事務局： 里親等の親代わりのイメージだと思う。

委員： 保護者に変わりないので、その部分は不要である。

事務局： 花輪はされてるのか。

委員： 花輪はしていない。

委員： 3番の「教職員の配偶者、両親、子が死亡した場合」とあるが、そこまで対象範囲を広げる必要はないと思う。

委員： 東兎中学校の2番と3番が新PTA規程の2番に合体しているが、生徒の保護者と教職員は同列ではないのではないか。

委員： ③の弔電に関する規定も必要ないと思う。

委員： 5番はあった方がいいが、慰問は必要ないと思う。

委員： 6番の附則のところに会長、副会長という名称が出てくるが、これは代表役員になる。

部会長： 議論の内容をまとめると、

- ・ 1番の生徒が死亡した場合、①の「当該学年委員」は削除する。②の「花輪一対」を削除する。
- ・ 2番の「(父母またはそれに代わる者)又は教職員」を削除し、生徒の保護者が死亡した場合の規定とする。また、①を削除し、②の「花輪一対」を削除する。
- ・ 3番は「配偶者・両親・子」を削除して、教職員が死亡した場合の規定とする。また、①は削除し、②の金額を5千円から1万円に変更する。
- ・ 4番は全て削除する。
- ・ 5番の「慰問」は削除する。
- ・ 6の附則の「会長・副会長」を「代表役員」に修正する。

この内容でよいか。

- 委員： (一同異議なし)
- 部会長： それでは、この通り修正する。(別紙参照)
- ここで事務局から会則の「会員」及び「会費」について、委員の皆様情報提供がある。事務局から説明をお願いする。
- 事務局： 他の部会の委員から PTA 会費についてご意見があったので、紹介させていただきたい。全国的には、PTA に入会しない保護者も増えており、PTA 会費は PTA に入らないと徴収できないため、生徒全員から徴収できる仕組み(以下、学校運営費(仮称))を取り入れてはどうかとの意見があった。
- 「会員」と「会費」の規定に関わってくることなので、各校における PTA の入会実態を踏まえ、今後どのようにするのが良いか協議いただきたい。
- 部会長： まず、過去の入会や運営の実態も含めて、教頭先生にご説明いただきたい。
- 委員： 今提案いただいたものは、あった方がいい。積立が残っているので最初は余裕があるが、今後生徒数も減少していく。
- 委員： PTA 会費は PTA 会員だから納めており、会費で卒業時に何か購入するなど一律に行っているが、未入会者が出てきた時には、その取扱いが難しい。学校運営費(仮称)といった名称で集金するのも一つの手段である。
- 委員： PTA 会費を学校運営費(仮称)という名称に変えて問題がないのであれば差し支えはない。
- 事務局： 名称は変えられるが、そもそも PTA 会費とは別ものとするのか。それを誰が管理するのかという問題が出てくる。
- 委員： 仕組みに関することなので、会計担当者と相談しながら決めたい。
- 事務局： PTA 加入者は当然いるので、PTA 会費は残しつつ、PTA 未加入者の会費を学校が徴収する形となるか。
- 委員： やってもらわないと困る。
- 事務局： PTA は任意団体になるので、入・退会の規程を設けるかどうか。新 PTA になってから考える選択肢もあるが、現状を踏まえて議論することも必要と考える。
- 部会長： 今までも入会は任意だったが、入会意思確認は一回も聞かれたことはない。自然の流れで入るものと思っているが、全国的に未入会者が増えていると聞くので、意思確認が必要になってくる。
- 委員： 確認したら入らない人が多いと思う。
- 委員： PTA を退会する際には、退会意思を先生に伝えるのか。
- 委員： 先生に伝えてもらうことになる。
- 委員： PTA 会費は一律の金額でないといけないのか。PTA 会費の金額もいくらにするか重要である。
- 委員： 過去には全員同額を集金していた時や、一人何口といった形で集金していたが、どちらにしろ年間で考えたら結構な額だったので、そこからかなり減額をして、今の形となった。

- 委員： PTA に加入したくない人は金額の問題もあるかもしれないが、どのように制度を整えても組織そのものに加入したくないという意識がある。
- 部会長： 中央中の議論では会員の規定はまだ決定していないのか。
- 事務局： 次回の部会で議論いただこうと思っている。
- 部会長： 本日は時間も限られているので、次回に向けて各自検討してもらい、意見を取りまとめていきたい。
本日の会議は以上とする。

3 その他

- ・ 次回開催予定時期 令和 8 年 7 月頃予定

4 閉会

別 紙

新 P T A 規定（案）

研修費等支給規程

- 第 1 条 この規程は、PTA 会員が研修会等に参加した場合の研修費等の支給に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 研修会等参加時に徴収された参加費や資料代の実費を支給する。
なお、金額については領収書等にて確認するものとする。
- 第 3 条 研修会等に参加するための旅費を支給する。支給額については、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずるものとする。
- 第 4 条 駐車料金がかかった場合には、実費を支給する。
なお、金額については領収書等にて確認するものとする。
- 第 5 条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

PTA 慶弔規程

- 第 1 条 この規程は、生徒及び PTA 会員への慶弔金に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 生徒が死亡した場合は、役員代表者が会葬し、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 3 条 生徒の保護者が死亡した場合は、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 4 条 教職員が死亡した場合は、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 5 条 会員の家屋が非常災害を受けた場合は、代表役員で協議して見舞い金を贈る。
- 第 6 条 その他必要が生じた場合は、代表役員の協議をもって適当な処置をとることができる。
- 第 7 条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

※事務局において、体裁等を整えています。